



地震保険 基準料率の あらまし

損害保険料率算出機構



General Insurance Rating Organization of Japan

はじめに

世界有数の地震国といわれるわが国では、大きな地震災害が発生するたびに地震保険創設の必要性が叫ばれてきました。しかし、地震災害は発生頻度が低いことに加え、大規模な地震が発生すると損害が巨額になる可能性があるため、なかなか実現には至りませんでした。

こうした中、1964年に新潟地震が発生し、大きな被害をもたらしました。これが契機となって、政府と損害保険業界で検討が行われ、1966年、地震保険に関する法律（地震保険法）の制定により、地震保険制度が発足しました。

地震保険制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としており、保険会社の地震保険責任の一部を政府が再保険により引き受けています。また、地震保険の保険料率は「収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない」（地震保険法第5条）とされるなど、他の損害保険に比べ公共性の高い保険といえます。

私たち損害保険料率算出機構では、地震保険の「基準料率」を算出し、金融庁長官に届出を行っています。また、建物の耐震性能や市街地状況の変化等最新のデータに基づいて、基準料率の水準の検証を行っています。

本書は、当機構が算出する地震保険の基準料率について、そのあらましをご案内するものです。皆様のご理解の一助になれば幸いです。

損害保険料率算出機構



目次

	① 保険の対象	2
1 地震保険とは	② 契約方法	2
	③ 保険金額	3
	④ 支払方法	4
	① 損害保険の価格（保険料）	5
2 保険料と保険料率	② 地震保険の基準料率	5
	③ 地震保険の基準料率の構成	5
	④ 地震保険の基準料率の適用	6
	⑤ 保険料の計算例	10
	① 保険料率の3つの原則	11
3 基準料率の算出方法	② 地震保険の基準料率算出の考え方	12
	③ 地震保険の基準料率の届出	14
	④ 公開性・透明性の確保	15
	⑤ 地震保険の基準料率の検証と改定	15
	4 再保険制度	16

損害保険料率算出機構とは

当機構は、損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です。主な業務は次のとおりです。

参考純率および 基準料率の算出・提供

自動車保険・火災保険・傷害保険等の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

自賠責保険の損害調査

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。

データバンク

会員保険会社等から収集した大量の保険データをもとに、統計の作成や調査・研究を行い、会員保険会社等に提供するほか、消費者向けの刊行物の作成・提供を行っています。

■損害保険料率算出団体に関する法律

損害保険料率算出団体に関する法律は、損害保険料率算出団体の業務の適切な運営を確保することによって、損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益を保護することを目的として制定されました。

1 地震保険とは

地震保険は、地震・噴火、またはこれらによる津波



①

地震のゆれにより発生した倒壊などの損害



②

地震により発生した火災による損害

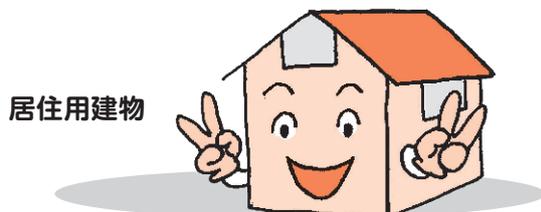


③

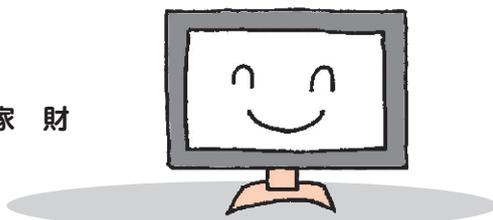
地震により発生した地滑りなどによる損害

1 保険の対象

地震保険の対象は、居住用建物と生活用動産（以下「家財」）です（ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や宝石、美術品などは含まれません）。



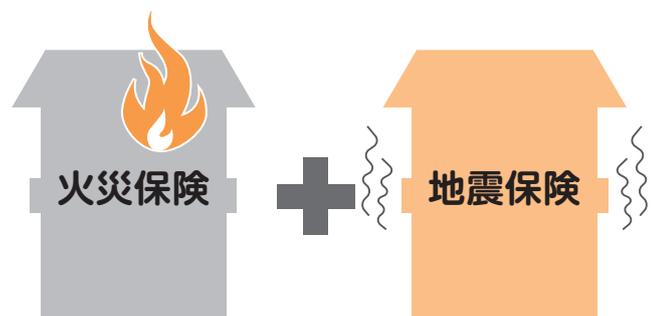
家財



2 契約方法

地震保険は、単独で契約することはできず、必ず火災保険とあわせて契約することになっています（火災保険の保険期間の途中で地震保険を契約することもできます）。

なお、地震保険の契約を希望しない場合は、その旨を申込書に記載することで、地震保険は契約しないことができます。



火災保険とあわせて契約
(地震保険単独では契約できません)



を原因とする、次のような損害を補償する保険です。



④

地震により発生した
洪水による損害



⑤

地震・噴火により
発生した
津波による損害



⑥

噴火により流出した
溶岩や火山灰
などによる損害

地震・噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害については、火災保険では補償されません。



③ 保険金額

地震保険を契約する際には、支払われる保険金の上限額（保険金額）を定めます。

この保険金額は、地震保険とあわせて契約される火災保険の保険金額の30～50%の範囲内で設定することが、地震保険法によって定められています。ただし、建物については5,000万円、家財については1,000万円の限度額が設けられています。



建物は5,000万円まで
家財は1,000万円まで

4 支払方法

迅速な保険金支払いの観点から、居住用建物または家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損、一部損のいずれかに該当する場合に、次のとおり保険金が支払われます。また、建物の損害は主要構造部（壁、柱、床など）の損害により判定します。

建物と家財はそれぞれ別に損害の程度が認定されます。

損害の程度※1	損害の程度の認定の基準		支払われる保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 50%以上 <hr/> 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が 家財の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 <hr/> 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 60%以上	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 <hr/> 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 60%未満 30%以上	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 <hr/> 全損・大半損・小半損・一部損に至らない場合 床上浸水または地盤面から 45cmを超える浸水 ※2	家財の損害額が 家財の時価額の 30%未満 10%以上	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※1 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※2 主要構造部に損害が生じていなくても、この場合には水濡れによる汚損や汚物の流入等の損害が発生するため、一部損とみなして補償します。

■ 保険金の総支払限度額

地震保険では、大規模な地震が発生した場合、支払われる保険金が巨額となる可能性があることから、保険金の支払責任の一部を政府が負うこととしていますが、いかに政府といえども無限に責任を負うことはできないため、1回の地震における保険金の支払限度額（総支払限度額）を定めています。総支払限度額は、関東大震災級の地震が発生した場合でも保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適時見直されています。

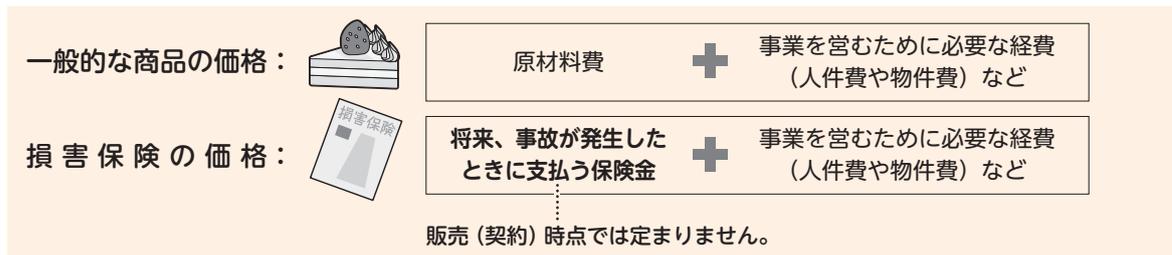
万が一、「支払われるべき保険金の総額が総支払限度額を超える場合」、契約ごとに支払われる保険金は次の算式により削減されることがあります。

$$\text{支払われる保険金} = \text{支払われるべき保険金} \times \frac{\text{総支払限度額}}{\text{支払われるべき保険金の総額}}$$



1 損害保険の価格（保険料）

損害保険の価格である保険料は、主に「将来、事故が発生したときに支払う保険金」に充てられますが、保険を販売（契約）する時点ではあらかじめ支払う保険金が定まっていないという点で、一般的な商品とは異なります。



そのため、この保険金に充てられる部分については、過去の保険データをもとに、科学的・工学的手法を用いて、将来の事故の支払額を計算することによって、将来の保険金の支払いに過不足がないように算出します。この点が、保険料を決定するうえでの難しさであり、料率算出団体である当機構が担う役割でもあります。

2 地震保険の基準料率

保険料は、保険金額に保険料率を乗じて求めます。つまり、保険料を計算する際に、基になる数値が「保険料率」です。保険料率は保険金額1,000円に対して保険契約者が負担する1年間の保険料の割合を示すものです。

地震保険の保険料率は当機構が算出しており、損害保険料率算出団体に関する法律（1頁参照）において「基準料率」として位置づけられています。

3 地震保険の基準料率の構成

地震保険の基準料率は、「純保険料率」と「付加保険料率」からなっています。

- 「純保険料率」は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる部分です。
- 「付加保険料率」は、契約の事務処理や損害の調査などに充てられる「社費」と、契約の募集を行う代理店に支払う「代理店手数料」に分けられます。



4 地震保険の基準料率の適用

地震保険の基準料率は、建物の構造・建物の所在地別の「基本料率」に、割引が適用される場合はその割引率を適用し、さらに保険期間が2年～5年の契約については、保険期間が長くなるほど割引が大きくなる長期係数を適用して計算します。

$$\text{基準料率} = \text{基本料率} \times \text{割引率} \times \text{長期係数}$$

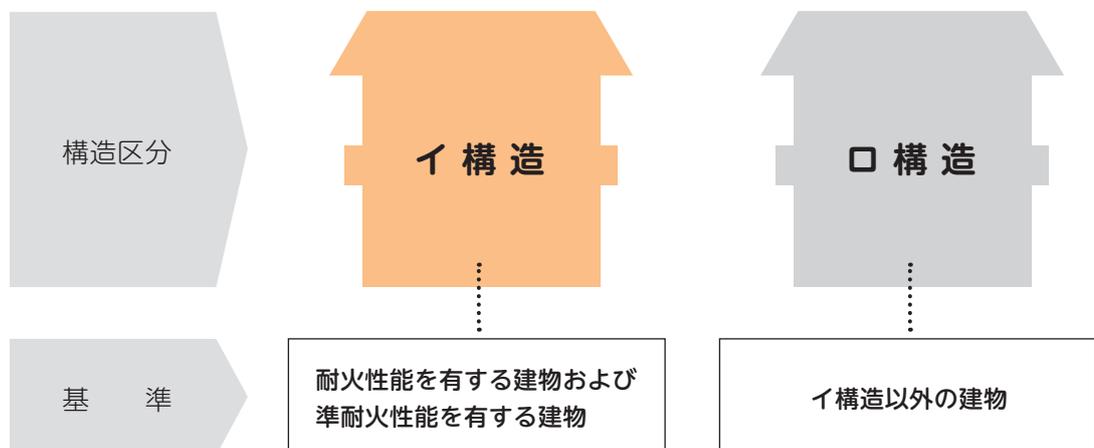
(割引が適用される場合) (保険期間が2年～5年の場合)

1 基本料率

基本料率は、地震保険の契約対象である居住用建物、あるいは、家財を収容する居住用建物の構造とその所在地（等地）で決まります。

■ 構造区分

建物の構造が異なると、地震のゆれによる損壊や火災による焼失などのリスクが異なります。このため、建物をイ構造とロ構造の2つに区分することで、こうした違いを保険料率に反映させています。



※上記の構造区分の基準は、地震保険とあわせて契約される火災保険の保険期間の始期が2010年1月1日以後の契約に適用されるものです。

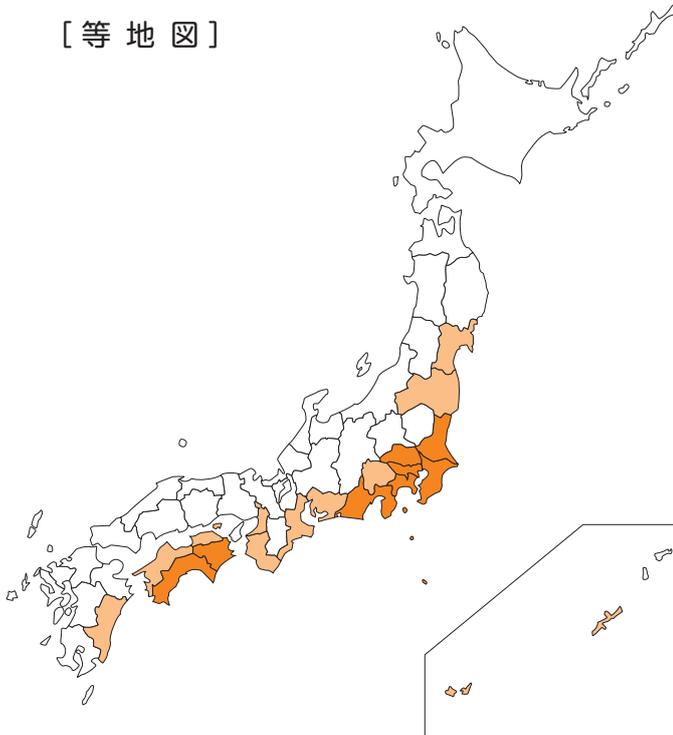
※2010年1月1日実施の基準の見直しに伴い、イ構造からロ構造に構造区分が変更となった契約には、経過措置が適用されるものがあります。



■ 等地區分

地震発生リスクなどは地域により異なります。このため、下図のように全国を3つの地域に区分することで、こうした違いを保険料率に反映させています。

[等 地 図]



1等地
 北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県
 栃木県 群馬県 新潟県 富山県 石川県
 福井県 長野県 岐阜県 滋賀県 京都府
 兵庫県 奈良県 鳥取県 島根県 岡山県
 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県
 熊本県 大分県 鹿児島県

2等地
 宮城県 福島県 山梨県 愛知県 三重県
 大阪府 和歌山県 香川県 愛媛県 宮崎県
 沖縄県

3等地
 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
 静岡県 徳島県 高知県

※上記の等地區分は、保険期間の始期が2022年10月1日以後の契約に適用されるものです。

※過去の料率改定において、一部の県では引上げ率に上限を設ける激変緩和措置をとっています。そのため、同じ等地であっても料率が異なる県があります。

基本料率 (保険期間1年、保険金額1,000円につき)

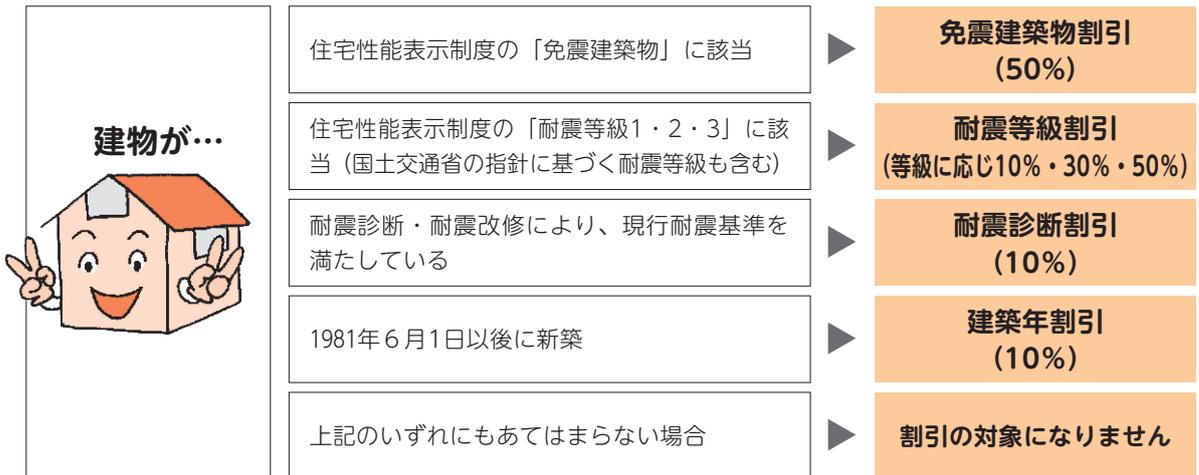
(単位:円)

都道府県	イ構造	ロ構造	経過措置*	都道府県	イ構造	ロ構造	経過措置*	都道府県	イ構造	ロ構造	経過措置*
北海道	0.73	1.12	1.12	石川県	0.73	1.12	1.12	岡山県	0.73	1.12	1.12
青森県	0.73	1.12	1.12	福井県	0.73	1.12	1.12	広島県	0.73	1.12	1.12
岩手県	0.73	1.12	1.12	山梨県	1.16	1.95	1.95	山口県	0.73	1.12	1.12
宮城県	1.16	1.95	1.95	長野県	0.73	1.12	1.12	徳島県	2.30	4.11	2.97
秋田県	0.73	1.12	1.12	岐阜県	0.73	1.12	1.12	香川県	1.16	1.95	1.95
山形県	0.73	1.12	1.12	静岡県	2.75	4.11	4.11	愛媛県	1.16	1.95	1.95
福島県	1.16	1.95	1.63	愛知県	1.16	1.95	1.95	高知県	2.30	4.11	2.97
茨城県	2.30	4.11	2.97	三重県	1.16	1.95	1.95	福岡県	0.73	1.12	1.12
栃木県	0.73	1.12	1.12	滋賀県	0.73	1.12	1.12	佐賀県	0.73	1.12	1.12
群馬県	0.73	1.12	1.12	京都府	0.73	1.12	1.12	長崎県	0.73	1.12	1.12
埼玉県	2.65	4.11	3.43	大阪府	1.16	1.95	1.95	熊本県	0.73	1.12	1.12
千葉県	2.75	4.11	4.11	兵庫県	0.73	1.12	1.12	大分県	0.73	1.12	1.12
東京都	2.75	4.11	4.11	奈良県	0.73	1.12	1.12	宮崎県	1.16	1.95	1.95
神奈川県	2.75	4.11	4.11	和歌山県	1.16	1.95	1.95	鹿児島県	0.73	1.12	1.12
新潟県	0.73	1.12	1.12	鳥取県	0.73	1.12	1.12	沖縄県	1.16	1.95	1.95
富山県	0.73	1.12	1.12	島根県	0.73	1.12	1.12				

※2010年1月1日実施の構造区分の基準見直し前から継続している火災保険に付帯する地震保険のうち、見直しに伴いイ構造からロ構造に変更となった契約については、ロ構造の経過措置の基本料率を適用する。

2 割引

特に耐震性能が優れている建物には割引が適用されます。割引は、建物の耐震性能に応じて設けられており、「免震建築物割引」、「耐震等級割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」の4種類があります。なお、これら4種類の割引は、重複して適用されません。



免震建築物割引

対象：免震建築物と評価された居住用建物およびこれに收容される家財

割引率：**50%**

確認書類：住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関から交付）等

耐震等級割引

対象：耐震性能が耐震等級1～3に該当する居住用建物およびこれに收容される家財

※耐震等級とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）をいいます。

割引率：次のとおり

耐震等級		割引率
3	極めて稀に（数百年に1度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	50%
2	極めて稀に（数百年に1度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	30%
1	極めて稀に（数百年に1度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度	10%

確認書類：住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関から交付）

耐震性能評価書（登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関から交付）等



耐震診断割引

対 象：耐震診断または耐震改修により、建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認された居住用建物およびこれに収容される家財

割 引 率：**10%**

確認書類：耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書（登録住宅性能評価機関や指定確認検査機関等から交付）

国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示185号）に適合することを証明した書類（登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、建築士、地方公共団体の長から交付）等

建築年割引

対 象：1981年6月1日（建築基準法に定める現行耐震基準実施日）以後に新築された居住用建物およびこれに収容される家財

割 引 率：**10%**

確認書類：建物登記簿

重要事項説明書（宅地建物取引業者が建物の売買、交換または貸借の相手方等に対して交付）等

※実際の確認書類などの具体的事項につきましては、保険会社にお問い合わせ下さい。

3 長期係数

長期係数には、2年～5年までの保険期間に応じた係数があります。

保険期間	長期係数
2年	1.90
3年	2.85
4年	3.75
5年	4.70

5 保険料の計算例

地震保険の契約対象 イ構造の居住用建物およびこれに収容される家財
 居住用建物の所在地：東京都（3等地）
 建築年：2001年
 耐震等級：2
 保険期間：1年

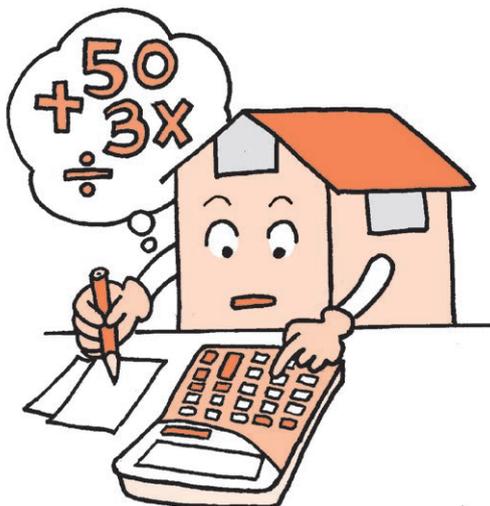
	(保険金額)		(基準料率)		(保険料)
建 物	1,000万円	×	$\frac{1.93\text{円}}{1,000\text{円}}$	=	19,300円
家 財	500万円	×	$\frac{1.93\text{円}}{1,000\text{円}}$	=	9,650円

1 保険金額

- イ構造居住用建物
地震保険の保険金額………**1,000万円**
※ここでは火災保険の保険金額は2,000万円を想定しています。
- 上記居住用建物に収容される家財
地震保険の保険金額………**500万円**
※ここでは火災保険の保険金額は1,000万円を想定しています。

2 基準料率

- 基本料率：**2.75円**（東京都のイ構造）
- 割引率：耐震等級割引…**30%**
（耐震等級：2）
※耐震等級割引が適用されるため、建築年割引は適用されません。
- 基準料率：**2.75円 × (1 - 0.3) = 1.93円**
（この基準料率は、保険金額1,000円に対して保険契約者が負担する1年間の保険料を表しています）





1 保険料率の3つの原則

損害保険料率算出団体に関する法律第8条では、基準料率は、「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」と規定されており、これは「保険料率の3つの原則」と呼ばれています。

「合理的」とは

基準料率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、基準料率の算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

「妥当」とは

基準料率が、保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であるとともに、基準料率を使用する保険会社の業務の健全性を維持する水準である、ということです。

「不当に差別的でない」とは

基準料率の危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されている、ということです。

また、地震保険法では、「保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならず」と規定されています。

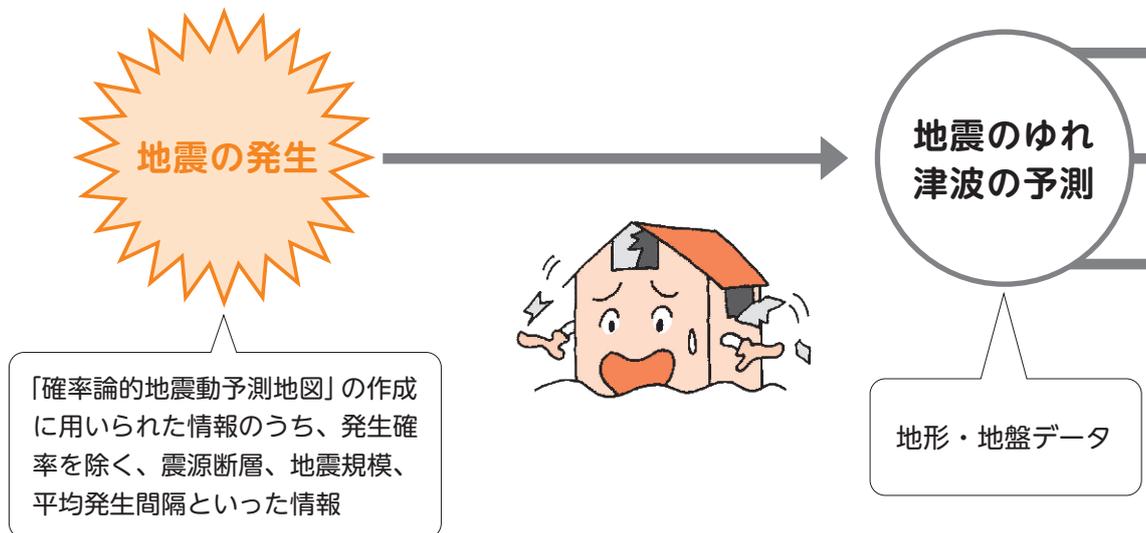
2 地震保険の基準料率算出の考え方

1 純保険料率の算出

地震リスクの特徴は、火災等に比べ発生頻度が低く、かつ発生時期が不規則なことです。また、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという特性を持っています。このような地震リスクの特徴から、制度発足以来数十年ほどしかない地震保険の支払データでは、十分ではありません。

そこで、コンピュータ上で仮想の地震を発生させ、各地域の建物状況・住宅の密集度、および地盤等の特性を反映させて、現在の地震保険契約に生じる損害を算出する被害予測シミュレーションを行って将来の支払保険金を予測し、純保険料率を算出しています。

[純保険料率の算出の流れ]



■ 地震の発生

被害予測シミュレーションは、できる限り多くの地震を想定して行う必要があります。地震保険の純保険料率算出にあたっては、政府の地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられた情報のうち、発生確率を除く、震源断層、地震規模、平均発生間隔といった情報（震源モデル）を用いています。

「地震調査研究推進本部」、 「確率論的地震動予測地図」とは

「地震調査研究推進本部」とは、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進することを目的として、1995年7月、地震防災対策特別措置法に基づき総理府（現在は文部科学省）に設置された政府の特別の機関です。

「確率論的地震動予測地図」は、地震調査研究推進本部の研究成果の1つであり、2005年3月にはじめて公表されました。この地図は日本各地がどの程度の強さ・確率でゆれるのかを表現したものとなっています。

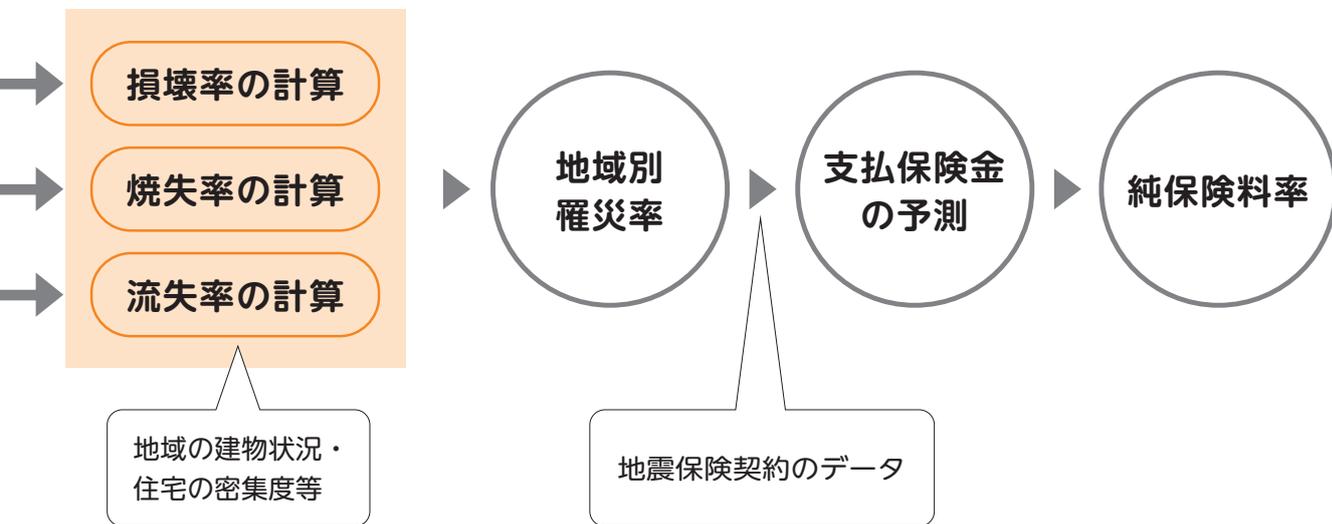


2 付加保険料率の算出

付加保険料率は、営業費・損害調査費・代理店手数料の別に算出しています。

なお、地震保険は政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。

- 営業費は保険会社、代理店手数料は代理店に対して、それぞれ実態調査を行い算出します。
- 損害調査費（事故が発生したときの損害調査のために要する諸費用）は、被害予測シミュレーションを行い、各地震の予想支払件数を求め、これに要する費用を積算して算出しています。



■ 地震被害予測

地震被害は、地震の発生場所や規模によりその大きさが異なるとともに、被害形態も多様なものとなって現われます。

地震保険においては、地震動による建物の損壊、地震火災による建物の焼失、津波による建物の流失について被害予測を行い、地域別の罹災率を求めています。

● 損壊率の算出

建物の損壊は、主に地震動による損壊と地盤の液状化による損壊に分け、それぞれ地震が発生した場合の揺れの大きさから被害を予測しています。



● 焼失率の算出

地震火災による焼失については、出火と延焼の2つのプロセスに分け、地図データに基づく現実の建物の配置や形状を反映して、被害予測を行っています。



● 流失率の算出

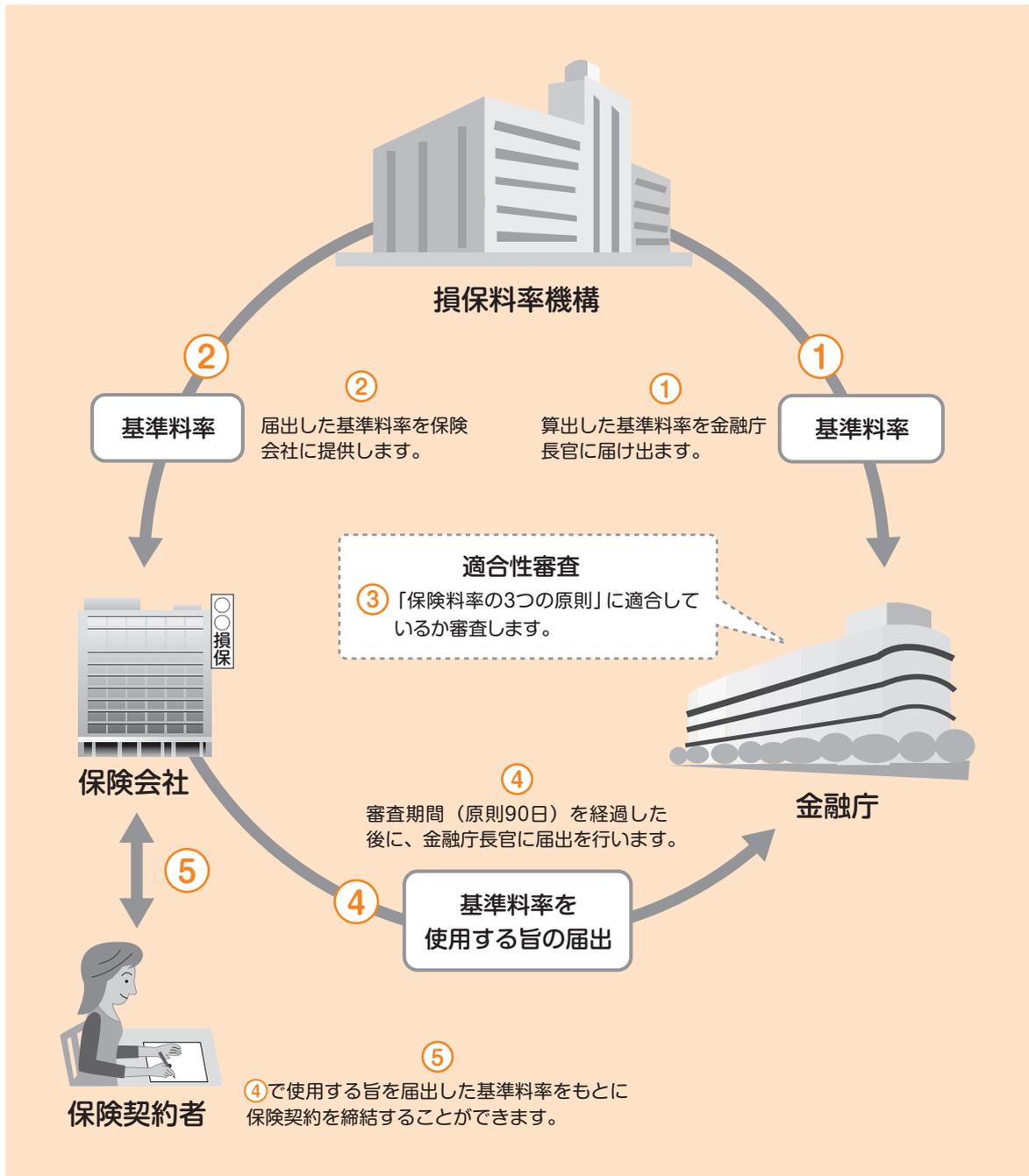
津波による建物の流失については、実際の地形を考慮して海水の動きを計算して津波の高さを求め、被害予測を行っています。



3 地震保険の基準料率の届出

当機構は、算出した地震保険の基準料率の届出を金融庁長官に行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」(11頁参照)に適合していることについて審査を受けます。

会員保険会社は、当機構の届出した基準料率が審査期間を経過した後に、この基準料率を使用する旨の届出を行えば、それをそのまま自社の保険料率として使用することができます。





4 公開性・透明性の確保

地震保険の基準料率については、次のとおり公開性・透明性の確保が図られています。

1 届 出

- ア. 当機構は、金融庁長官に基準料率を届け出たときは、官報および日刊新聞の全国版に公告して、契約者をはじめ社会一般にお知らせしています。
- イ. 届出の内容を報道機関に情報提供し、当機構のウェブサイトにも掲出します。
- ウ. 当機構は、本部に基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を備え付けており、利害関係人は内容を閲覧することができます。

2 審査期間経過後

- ア. 金融庁長官は、審査期間が経過した後、届出のあった基準料率を官報に告示します。
- イ. 当機構は、審査期間が経過した後も、本部に基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を備え付けており、利害関係人は内容を閲覧することができます。

なお、利害関係人が上記の公告および告示に対して異議がある場合には、書面により金融庁長官に対してその旨を申し出ることができます。

5 地震保険の基準料率の検証と改定

1 基準料率の検証

基準料率は、算出した時点では適正であっても、社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度検証を行い、その結果を金融庁長官に報告しています。

2 基準料率の改定

検証の結果、地震保険の基準料率の改定が必要と判断される場合には、当機構はすみやかに新たな基準料率を算出し、金融庁長官に届出を行います。

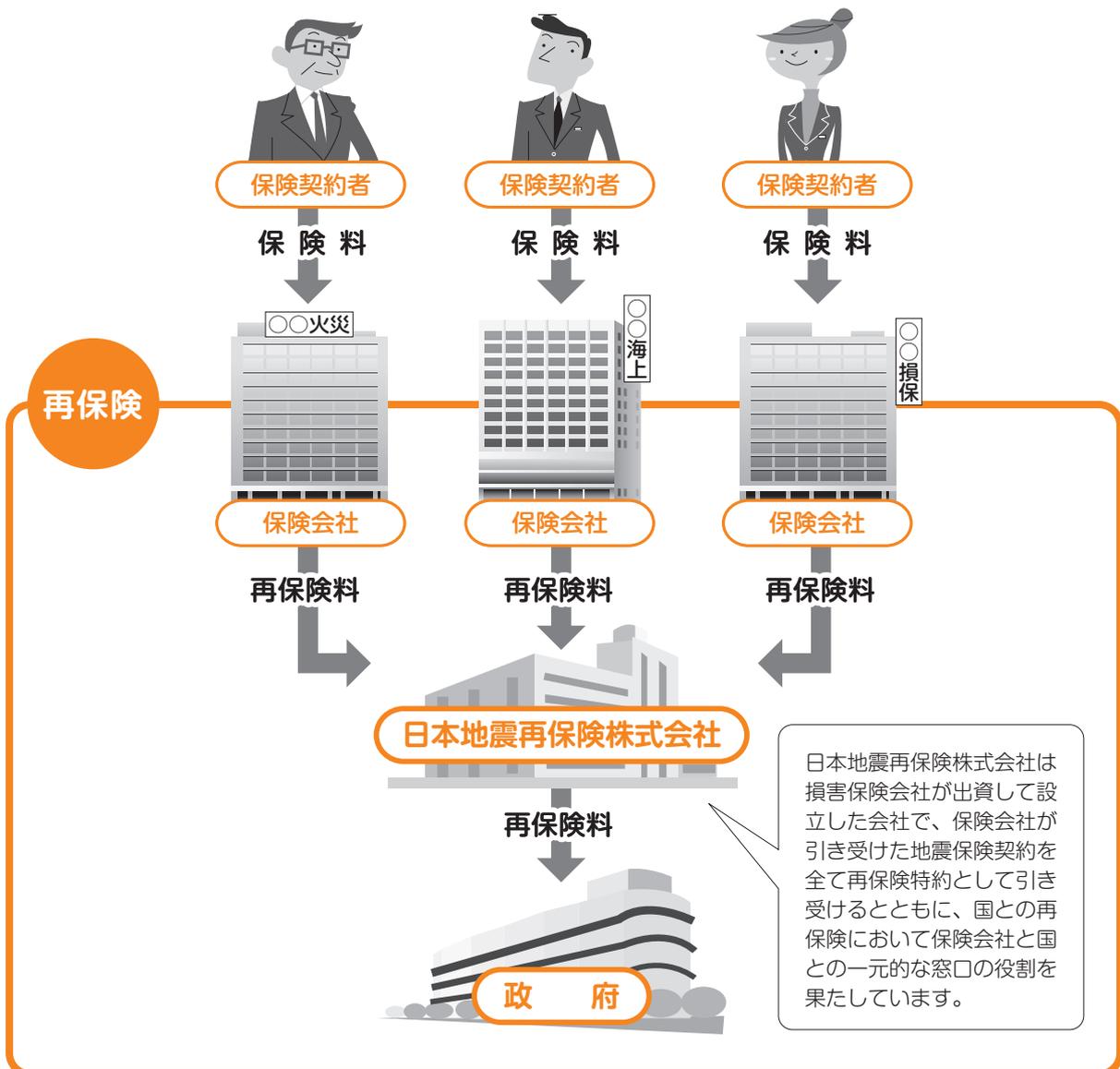
4 再保険制度

地震保険については、政府が再保険を引き受けています。「再保険」とは、保険会社が保険契約に基づく保険金の支払責任の一部を他に転嫁する仕組みをいいます。

保険会社は、純保険料を将来の保険金支払いのための準備金として積み立てています。しかし、関東大震災のように巨額な損害を伴う地震の場合、民間の保険会社の資金力だけでは保険金を支払いきれません。

このため、地震保険契約の全部を日本地震再保険株式会社に集め、同社を通じて純保険料の一部を政府に再保険料として支払い、政府も災害時の準備金として積み立てています。

このような仕組みによって、大災害時においても保険金の支払いが確実に行われるようになっていきます。



地震保険 基準料率の あらまし

2022年10月発行

損害保険料率算出機構
(損保料率機構)

総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1

新宿パークタワー29階

TEL 03 (6758) 1300 (代表)

URL <https://www.giroj.or.jp/>



このカタログはリサイクル可能なソイインク(大豆油インク)を使用しています。